

# いじめ防止基本方針

いわき市立高久小学校

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

本校では、全ての職員が「どんな理由があっても、いじめは絶対許されない行為である」・「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という基本認識にたち、全児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめ未然防止のために「いじめを生まない土壌づくり」に努める。
- ② 様々な方法で、組織を生かして、いじめの早期発見に努める。
- ③ いじめが確認された時には、組織全体でいじめをやめさせ、再発防止の手だてを継続的に行う。
- ④ いじめ解決にあたっては、関係機関や専門家等の協力を得るようにする。
- ⑤ 事後指導にあたっては、学校と家庭が連携して継続的な指導を行う。

## 2 いじめの未然防止のための取り組み

いじめの未然防止のためには、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友だちや先生と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができることである。規律正しい態度で授業や学校行事等に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくようにする。

### (1) いじめに対する考えの醸成

- ① 全校集会等での指導  
全校集会や長期休業前の指導の中で校長や生徒指導主事が、いじめの問題に触れて、「いじめは人間として絶対許されない」という考えを学校全体に醸成していくようにする。また、学級担任も折に触れていじめの問題に触れ、何がいじめなのかを、具体的・日常的に指導できるようにする。
- ② 児童会を中心にした活動  
児童会担当の指導をもとに、集会活動でJRC委員会を中心に「いじめ防止」の呼びかけを行わせたり、ポスターを掲示させたりすることで、児童の中から「いじめは絶対いけない」という考えを広げられるようにする。

### (2) 児童をいじめに向かわせない取り組み

- ① 分かりやすい授業づくり  
授業についていけない焦りや劣等感などがストレスになり、それがいじめにつながるような、また学習の遅れがいじめの原因とならないように、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを学級担任は進めていくようにする。
- ② 人権や命を大切にする態度を育てる  
学級担任は、道徳や各教科の授業を通して、自他の命を大切にする態度を育て、いじめ防止につなげるようにする。また学級担任自身が、常に児童に寄り添い、高圧的・差別的な態度をとらないように心がける。
- ③ 係活動や児童会活動の充実  
学級担任や各委員会の担当は、係や委員会の活動を充実させ、児童一人一人に声をかけることで「役に立った」「認められた」という経験をさせるようにする。その体験を自己肯定感につなげるようにする。
- ④ 「ふれあいカレンダー」の作成  
児童会JRC委員会を中心に、全校生にいじめや明るいあいさつに関する標語を募集し、それをもとに「ふれあいカレンダー」を作成する。その標語を朝の放送で紹介させることで、友だち間のトラブルを防ぐためにはどうしたいかを広め、楽しい学校生活につなげるようにする。

### 3 いじめの早期発見のための取り組み

いじめは、早期に発見することが早期解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童と信頼関係の構築に努めることが大切である。またいじめは、大人が目には気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。

#### (1) いじめに気付くための取り組み

- ① 日々の観察と共通理解（別紙「いじめ早期発見のためのチェックリスト」）  
「児童のいるところには必ず教職員がいる」ことをめざし、休み時間や放課後の児童たちの行動を観察できるようにする。できるだけ複数の目で観察し、気になる児童についてはすぐに担任に報告すると同時に、週1回の職員打合せ時に全職員で共通理解を図れるようにする。
- ② 学童クラブとの連携  
児童は、児童クラブにおいて学校とは違う姿を見せる傾向にある。そこで学童クラブと適宜、児童の様子について共通理解を図る機会を設けるようにする。

#### (2) いじめを知るための取り組み

- ① 相談しやすい環境づくり  
いじめについて児童が大人に相談することは、非常に勇気のいることである。どんな小さなことでも過小評価することなくしっかり相談に乗ること、また相談したことで相談者に不利益なことが起こらないように細心の注意を払うことが大切である。いじめられている児童には「必ず守り抜く」という強い姿勢を示す。相談しやすい環境は信頼関係のもとに作られることを認識する。具体的には、連絡帳などで保護者との連携をとりやすくしたり、児童との日記の活用で相談しやすい環境を作ったりすることも考えられる。

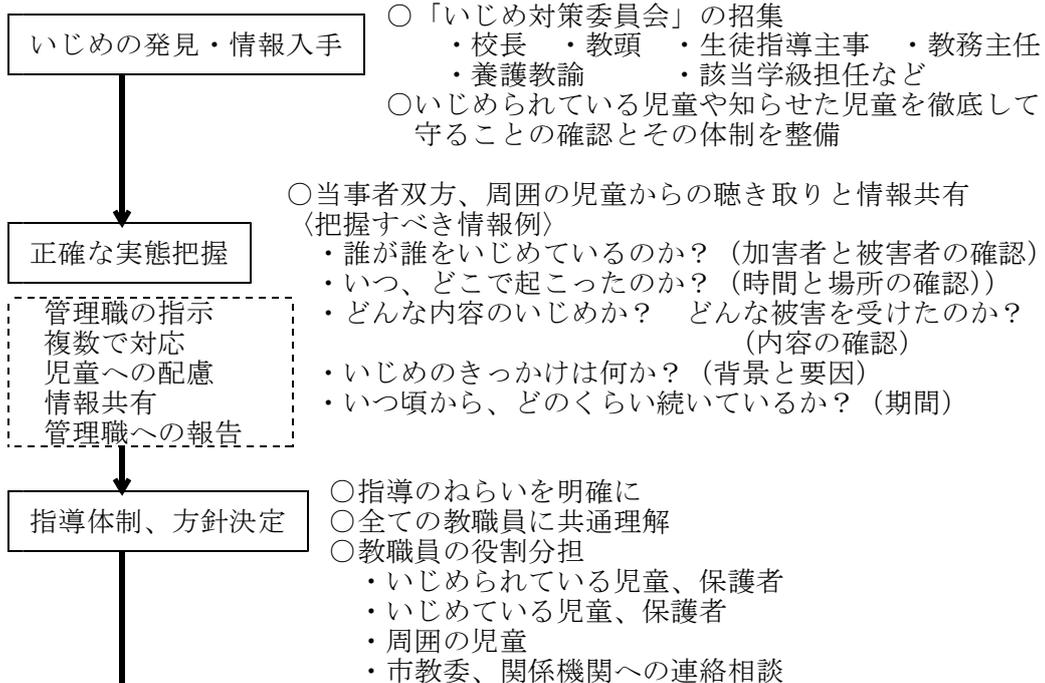
特に保護者に対しては、問題が起きていない時こそ信頼関係を築くチャンスである。普段から児童の良いところ・気になるところなど、学校の様子について連絡しておくようにする。

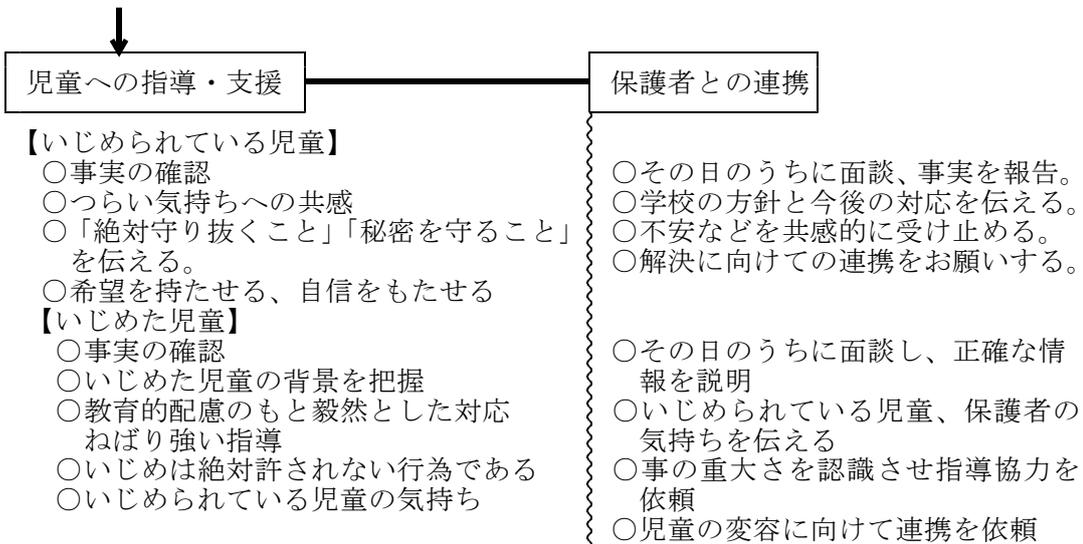
- ② 定期的なアンケート・教育相談  
生徒指導委員会より学期1回、学年の実態に合わせたアンケート「困りごと調査」を実施する。それをもとに教育相談を行う。特に2学期の個別懇談前の「困りごと調査」は、保護者を対象にも行いそれをもとに懇談できるようにする。

### 4 いじめ解決のための取り組み

いじめやいじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて組織的に対応することが大切である。また、再発防止のために観察指導を継続的に行うことが大切である。

#### (1) いじめ対応の基本的な流れ





↓

指導後の対応

- すぐに解決したとは思わず、継続的に観察をし、指導や支援を行う。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、状況把握に努める。
- いじめられた児童の自信を取り戻させる指導を進める。
- 双方の児童の心のケアを進める。(カウンセラーの活用など)
- 学級や学校全体での心の教育を見直し進める。

- (2) いじめが重大な事案になっていた場合  
いじめも犯罪行為と取り扱われるべきと認められる場合がある。
- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句 → 脅迫・名誉毀損・侮辱
  - ・ 仲間はずれ、集団による無視
  - ・ ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする → 暴行・障害
  - ・ 金品を要求されたりとられたりする → 恐喝・窃盗
  - ・ 金品を隠されたり、捨てられたりする → 器物破損
  - ・ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことを  
されたり、させられたりする。 → 強要・強制わいせつ

市教委への報告と連携

指導・支援しても改善が見られない場合、またはいじめ発見時にもうすでに犯罪行為と判断されるような事案だった場合、管理職より速やかに市教育委員会に報告をし、指導助言を受ける。

保護者への説明

事案によっては、学級及び学校の全ての保護者に説明する必要の是非を市教委に相談しながら判断する。必要があれば、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。

児童を守るための措置

指導の効果が上がらず、他の児童の心身の安全が保障されない等のおそれがある場合は、出席停止等の懲戒処分を学校長の判断で措置を検討する必要がある。出席停止は本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設けているものである。

いじめられた児童をいじめから守り抜くために、保護者からの申し出があれば、学校は柔軟に対応し児童の将来を考えた指導を行うようにする。

#### 警察機関との連携

いじめが明らかに犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署に相談し、連携して対応することが大切である。児童の安全が脅かされる場合には、管理職が直ちに通報するようにする。

#### 報道機関等への対応

事案によっては、マスコミ対応も考えられる。窓口は一本化し、誠実な対応に努める。